

令和元年 9 月 30 日
総務部 財政課
043-223-2076

令和元年度 9 月補正予算案（追加提案分）について

9 月 9 日早朝に本県を直撃した台風 15 号により、広範囲で長期にわたる停電や断水、膨大な数の住家損壊や、過去最大級の農林水産業被害などが発生しており、県民生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼしています。

このため、復旧・復興に要する経費のうち、被災者の生活再建や農林水産業者・中小企業者等の事業再開に向けて速やかに取り組むべき事業として、施設の再建のための融資や利子補給を行うための予算案を追加計上します。

1 一般会計の予算規模

(1) 補正予算規模 3 億円（補正後予算額 1 兆 7,702 億 37 百万円）

〔歳入内訳〕

- ・ 県債 2 億円（1,891 億 87 百万円→1,893 億 87 百万円）
- ・ 繰入金 1 億円（ 342 億 6 百万円→ 343 億 6 百万円）
（災害復興・地域再生基金 1 億円（ 67 億 54 百万円 → 68 億 54 百万円））

(2) 債務負担行為の設定：被災者等への融資枠の拡大及び利子補給等

※ 債務負担行為…年度内に貸付け等を行い、翌年度以降に利子補給等の支出を予定している経費について、県が将来の債務を約束することを予算で定めておくもの。

2 補正予算の内容

(1) 被災者の生活再建支援

○災害援護資金貸付金（防災政策課）300,000 千円（既定予算とあわせ 304,200 千円） （債務負担行為の設定）

世帯主が負傷したり、住居や家財が大きな損害を受けた被災者に対し、生活を立て直すための資金の貸付けを行います。また、被災者の経済的負担を軽減するため、無利子となるよう利子相当分を県が全額助成します。

- ・災害援護資金の貸付け 3億円
- ・利子補給額 融資額 3億円以内について、年利3.0%以内の利子相当額

○災害復興住宅資金利子補給事業（住宅課）（債務負担行為の設定）

被災した住宅の補修等に係る被災者の経済的負担を軽減するため、被災者が資金を金融機関から借り入れる場合に、市町村と共同して利子の一部を助成します。

- ・利子補給額 市町村が行う利子補給に対し、県が市町村に1%分を上限に助成

(2) 農林水産業・商工業者等への支援

○被災農業者・漁業者への融資に対する利子補給・債務保証料補助（団体指導課） （債務負担行為の設定）

・県単災害対策資金利子補給事業

農林水産物等に被害を受けた農業・漁業者が、再生産に必要な資金や施設の復旧資金について、金融機関から無利子で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

- ・融資枠の拡大 農業：（変更前）10億円 →（変更後）30億円
漁業：（変更前）1億円 →（変更後）3億円
- ・利子補給額 上記融資枠について、年利1.445%以内の利子相当額

・県単災害対策資金債務保証料補助事業

被災した農業・漁業者が県単災害対策資金を借り入れる際に支払いが必要となる保証料について、事業者の負担とならないよう、市町村と協調して全額を助成します。

- ・保証料率 農業：0.2%以内 を助成
漁業：0.8%以内 を助成

・農業・漁業近代化資金利子補給事業

被害を受けた農業・漁業者が、再建や更新又は修繕により多くの資金を必要とする場合に、金融機関から低利で融資を受けられるよう、利子補給の対象となる融資枠を拡大します。

- ・融資枠の拡大 農業：（変更前）30億円 →（変更後）50億円
漁業：（変更前）8億円 →（変更後）18億円
- ・利子補給額 上記融資枠について、年利1.8%以内の利子相当額

○セーフティネット資金利子補給事業（経営支援課）（債務負担行為の設定）

強風及び停電等の被害を受けた中小企業が設備等を復旧する際に、金融機関から低利で融資を受けられるよう、中小企業振興資金のセーフティネット資金について利子補給を実施します。

- ・利子補給額 融資額40億円以内について、年利1.0%以内の利子相当額

令和元年10月17日
千葉県県土整備部建築指導課
千葉県農林水産部農林水産政策課
千葉県商工労働部経済政策課
千葉県総務部財政課

令和元年台風15号被害への支援対策について

本県に上陸した令和元年台風15号により、広範囲で長期にわたる停電や断水、膨大な数の住家損壊や、過去最大級の農林水産業被害などが発生しており、県民生活や産業活動に極めて甚大な影響を及ぼしました。

今後、本格的に、復旧・復興に向けた取組みを進めていくこととし、まずは、「一部損壊の住宅の再建」及び「農林漁業者や中小企業者の事業再開」に対し、以下のとおり、支援を行うこととしました。

○ 一部損壊の住宅への支援（建築指導課・住宅課）

国の被災者生活再建支援制度の対象とならない「一部損壊の住宅」に対し、災害救助法及び国の交付金による支援のほか、別途、独自支援を行います。

【①災害救助法による支援】

一部損壊 10%以上 20%未満について、30 万円の応急修理

（負担割合）国 1/2 県 1/2

【独自支援】

- ・修理費が 150 万円超の場合、工事費の 20%（20 万円）を上限に別途支援を行います。（応急修理と合わせて 50 万円まで）

（負担割合）県 8/10 市町村 2/10 ※別途支援 20 万円の場合 県 16 万円 市町村 4 万円

【②国の交付金による支援】

災害救助法適用地域：一部損壊 10%未満について、工事費の 20%を支援（上限 30 万円）

災害救助法適用外地域：一部損壊 20%未満について、工事費の 20%を支援（上限 30 万円）

（負担割合）国 1/2 県・市町村 1/2

【独自支援】

- ・国の交付金による支援分（30 万円分）については、県と市町村の負担割合は折半とせず、県 3/10、市町村 2/10 とします。 ※国 15 万円 県 9 万円 市町村 6 万円
- ・修理費が 150 万円超の場合、補助上限額を 30 万円から 50 万円まで引き上げます。

（負担割合）県 8/10 市町村 2/10 ※上乗せ額 20 万円の場合 県 16 万円 市町村 4 万円

○ 被災農業施設等の復旧への支援（担い手支援課）

被災した農業用ハウス等（畜舎を含む）の復旧及び撤去に要する経費に対し、国と協調して支援を行います。

【国の支援】

（補助対象）農業用ハウス・機械等の再建・修繕・撤去

（補助率）国 3/10 以内（共済加入者は給付分も含めて最大 5/10 未加入者は 3/10）

【独自支援】

・被災農家の負担が 1/10 以下になるように、県独自で上乗せを行います。

共済加入者 国 3～5/10 県 2～4/10 市町村 2/10 被災者 1/10

共済未加入者 国 3/10 県 4/10 市町村 2/10 被災者 1/10

（補助対象）事業費 20 万円以上

○ 被災農林水産業共同利用施設等の復旧・復興への支援（団体指導課・水産課・漁業資源課）

農協や漁協等に対し、被災した共同利用施設等の復旧・復興費用について、国と協調して支援を行います。

【国の支援】

（補助対象）加工施設、荷捌き施設、共同作業場等の復旧

※直営食堂、直売所、事務所等は対象外

（補助率）（40 万円以下）国 3/10 （40 万円超）国 5/10

【独自支援】

・農協施設：国 3/10・5/10 県 1/10

・漁協施設：国 3/10・5/10 県 2/10

また、国補助対象とならない漁協施設（直営食堂、直売所等）・漁具設備・種苗等について、県単独で 5/10 を補助します。

○ 被災畜産農家への支援（畜産課）

長期の停電・断水等により家畜が死亡するなどの被害を受けた畜産農家が、畜産物を産み出す家畜を新たに導入する経費に対し、県単独で支援を行います。

（補助対象）乳牛、繁殖豚、採卵鶏の導入費用（共済給付を除く）

（補助率）1/2

○ 被災中小企業への支援（経済政策課）

被災した中小企業に対し、事業活動の再開に必要な費用について支援を行います。

（補助対象）施設修繕費、機械装置費、設備廃棄費、備品費等（保険給付を除く）

（補助率）2/3

（補助金額）上限 500 万円

【問い合わせ先】

○一部損壊の住宅への支援

（国交付金及び独自支援）県土整備部建築指導課 043-223-3192

（災害救助法による応急修理）県土整備部住宅課 043-223-3233

（災害救助法全般）防災危機管理部防災政策課 043-223-3401

○被災農業施設等の復旧への支援

農林水産部担い手支援課 043-223-2901

○被災農林水産業共同利用施設等の復旧・復興への支援

（農協施設）農林水産部団体指導課 043-223-3076

（漁協施設）農林水産部水産課 043-223-3038

農林水産部漁業資源課 043-223-3604

○被災畜産農家への支援

農林水産部畜産課 043-223-2929

○被災中小企業への支援

商工労働部経済政策課 043-223-2709